

修正案の提出について

件名 第一号議案 令和六年度箕面市一般会計予算

右記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第百十五條の三及び箕面市議会議規則第十六條の規定により提出します。

令和六年三月十八日提出

提出者 箕面市議會議員 神田隆生

同 村川真実

同 名手宏樹

同 増田京子

同 中西智子

箕面市議會

議長 神代繁近様

第 1 号議案 令和 6 年度箕面市一般会計予算に対する修正案

令和 6 年度箕面市一般会計予算の一部を下記のとおり修正する。

記

第 1 条第 1 項中「68,750,000 千円」を「68,737,744 千円」に修正する。

第 1 条第 2 項「第 1 表 歳入歳出予算」を別紙 1 のとおり修正する。

第 3 条第 1 項「第 3 表 債務負担行為」を別紙 2 のとおり修正する。

「歳入歳出予算事項別明細書」を別紙 3 のとおり修正する。

令和6年度箕面市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

68,737,744

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ ~~68,750,000~~ 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月20日提出

箕面市長 上 島 一 彦

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 25,544,000
	1 市 民 税	11,790,000
	2 固 定 資 産 税	10,466,000
	3 軽 自 動 車 税	178,000
	4 市 た ば こ 税	668,000
	5 入 湯 税	60,000
	6 都 市 計 画 税	2,352,000
	7 開 発 事 業 等 緑 化 負 担 税	30,000
2 地 方 譲 与 税		275,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	63,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	193,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	19,000
3 利 子 割 交 付 金		23,000
	1 利 子 割 交 付 金	23,000
4 配 当 割 交 付 金		215,000
	1 配 当 割 交 付 金	215,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		97,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	97,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		293,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	293,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,950,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,950,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		66,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	66,000
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		1,700
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,700
10 地 方 特 例 交 付 金		642,229
	1 地 方 特 例 交 付 金	642,229
11 地 方 交 付 税		2,250,000
	1 地 方 交 付 税	2,250,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		16,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		1,116,188 <del>1,116,419</del>

款	項	金 額
		千円
	1 負 担 金	1,109,561
	2 分 担 金	6,858
	14 使 用 料 及 び 手 数 料	644,349
	1 使 用 料	337,994
	2 手 数 料	306,355
15 国 庫 支 出 金		13,687,272 <del>13,699,047</del>
	1 国 庫 負 担 金	8,708,297
	2 国 庫 補 助 金	782,225
	3 国 庫 委 託 金	93,668
	4 国 庫 交 付 金	4,103,082 <del>4,114,857</del>
16 府 支 出 金		4,729,408 <del>4,729,658</del>
	1 府 負 担 金	3,533,159
	2 府 補 助 金	514,957 <del>515,207</del>
	3 府 委 託 金	16,941
	4 府 交 付 金	664,351
	17 財 産 収 入	1,399,669
	1 財 産 運 用 収 入	233,037
	2 財 産 売 払 収 入	1,166,632
18 寄 附 金		1,002
	1 寄 附 金	1,002
19 繰 入 金		3,549,761
	1 基 金 繰 入 金	3,461,221
	2 他 会 計 繰 入 金	88,540
	20 繰 越 金	1,000
	1 繰 越 金	1,000
	21 諸 収 入	
1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料		20,032
2 市 預 金 利 子		216
3 貸 付 金 元 利 収 入		15,037
4 収 益 事 業 収 入		2,000,000
	5 雑 入	1,595,781
22 市 債		7,605,100
	1 市 債	7,605,100



68,737,744

歳 出



27,859,934

8,311,945

383,291

254,821

















































